

「医療費のお知らせ」について

病気やけがの治療を受けたときにかかる医療費は、診療報酬という国が定めた基準に基づいて、全国どの病院でも一律に決まります。ところが、みなさんが病院の窓口で支払う金額は、保険証を提出すれば自己負担分のみで済むため、実際にかかる医療費がいくらだったのか、把握しにくい仕組みになっています。

そこでご自分の医療費についての実情を知っていただき、健康管理に対する意識を持っていただくことを目的に、社員と健保加入のご家族を対象に「医療費のお知らせ」をお送りします。

「医療費のお知らせ」は、2月（前年12月～11月診療分）の年1回、世帯ごとに作成し所属を通じて配付します。

ご自身の受診の確認と健康管理の一助にご活用くださるようお願いいたします。

医療費のお知らせ		あなたとご家族が健康保険で受診されました医療費は下記のとおり医療機関にお支払い致しましたのでお知らせします。						
大和 次郎 様		平成22年12月10日						
医療機関名は表示されないものがありますので、ご了承ください。		大和総研健康保険組合						
治療を受けた方	診療年月	入院の区分 日数または回数	医療費の総額	健康保険組合が支払った額	国や都道府県等が支払った額	あなたが支払った額	摘要	
大和 次郎 大和総合病院	2110	入院	6	1301690	1143673		158017*	減額査定
	2110	食事療養	6	11920	7240		4680	
	2111	療養費	1	19724	13806		5918	
大和 冬子 大和歯科医院 大和調剤薬局 大和クリニック	2111	歯科	1	3670	2569		1101	
	2110	薬局	2	4180	2926		1254	
	2110	通院	2	9460	6622		2838	
	2110	柔整	4	4640	3248		1392	
合 計				1355284	1180084	0	175200	
21年1月診療分から21年12月診療分までの累計				1478739	1303539	0	298655	

※ このお知らせについてご質問がありましたら、健保組合にご連絡ください。

- ① 受診者名・医療機関名
- ② 医療費の総額
- ③ 健康保険組合が支払った金額
- ④ 公的な医療助成制度が支払った金額
- ⑤ あなたが窓口で支払った金額（実際に負担した金額と異なる場合はご自身で額を訂正してください）
- ⑥ 9月配付分は前年12月分から6月分の累計、2月配付分は前年7月～前年11月分の累計

医療機関の窓口では、初診料・検査料・処置料など項目ごとに医療費が記入された領収書や、より詳しい医療情報が記載された明細書を発行してくれます。配付された「医療費のお知らせ」と照らし合わせてチェックしてください。ご不明な点があれば健康保険組合までお問い合わせください。

「医療費のお知らせ」Q&A

Q1. 医療費のお知らせをなくしてしまった場合、再発行はできますか？

A1. 医療費のお知らせは再発行できませんので、大切に保管してください。

Q2. 医療費のお知らせはいつ届きますか？

A2. 医療費のお知らせは年1回、2月（前年12月～11月診療分）に発行します。
発行月に所属を通じてお手元に届きます。任意継続に加入の方は自宅へ送付します。

Q3. 医療費控除（確定申告）を受ける際に医療費のお知らせが証明書になりますか？

A3. 2017年度の確定申告（医療費控除）から領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました。当健保から送付している「医療費のお知らせ」を添付していただければ、「医療費控除の明細書」の記入を省略できることになりました。
2月配付時のお知らせに12月診療分を含めることができませんので、確定申告の際は12月分は領収書での対応をお願いします。

Q4. 受診したはずの医療費の記載がありません。

A4. 医療費のお知らせは、受診した医療機関等からの請求に基づき作成します。
以下の理由で医療費が記載されない場合があります。

- ①病院での差額ベッド代やインプラント等、健康保険の適用とならない場合
- ②医療機関等からの請求が遅れている場合
- ③医療機関等からの請求内容に不備がある場合

Q5. 医療費のお知らせに記載されている医療機関名で受診した覚えがない。

A5. コンタクトレンズ販売店における眼科や看板（通称名）と登録されている医療機関等の名前が異なっている場合があります。

Q6. 医療費のお知らせの「入院通院の区分」欄が柔整の場合、医療機関名が表示されない。

A6. 接骨院または整骨院で柔道整復師の施術を受けた場合、医療機関名は表示されません。

Q7. 医療費のお知らせの「入院通院の区分」欄が療養費の場合、医療機関名が表示されない。

A7. 療養費とは医療機関等の窓口で10割支払った場合の立替払いのことです。
例えば医療機関等の窓口で保険証の提示ができず全額自費精算した場合やコルセット等の装具、治療用メガネを購入した場合等で、この場合医療機関名は表示されません。

Q8. 医療費のお知らせに記載された自己負担額と窓口で支払った自己負担額が異なる。

A 8. 自己負担額が異なるのは次の場合です。

- ①医療費のお知らせは円単位で表示していますが、医療機関等によっては10円単位で計算する場合
- ②病院での差額ベッド代やインプラント等、健康保険の適用とならない場合
- ③乳児医療等、市町村が実施する助成事業の対象となる場合

Q 9. 診療内容を教えて欲しい。

A 9. 診療内容を確認されたい場合は医療機関等に直接お問い合わせください。

Q 10. 医療費のお知らせの「入院通院の区分」には何が表示されるのか。

A 10. 入院通院の区分の表示内容は次のとおりです。

「入院」、「通院」、「歯科」、「薬局」、「訪問」、「柔整」、「療養費」、「食事療養」の8種類です。

表示内容のうち、「訪問」は訪問看護料、「柔整」は接骨院や整骨院で柔道整復師の施術を受けたときの施術料、「食事療養費」は入院時の食事代を表示しています。

以上